

(扶養認定に伴う) 現況・理由書及び誓約書

離職

扶養認定審査に使用します。 該当箇所 にチェック✓してください。
 網掛けの太枠に必要事項を記入願います。

被保険者証	記号 10	番号 1111	被保険者氏名 品川 太郎	申請対象者氏名 品川 花子
-------	-----------------	-------------------	------------------------	-------------------------

1 扶養申請理由

被保険者の入社	<input checked="" type="checkbox"/>	左記以外の理由 理由詳細を下記にご記入ください。
結婚・出産・介護 病気・けが	<input type="checkbox"/>	退職したため

2 扶養申請対象者の今まで加入していた健康保険

<input type="checkbox"/>	国民健康保険組合	世帯主氏名		世帯主との続柄	
<input checked="" type="checkbox"/>	健康保険組合	被保険者氏名	品川 花子	被保険者との続柄	本人
<input type="checkbox"/>	全国健康保険協会(協会けんぽ)	被保険者氏名		被保険者との続柄	
<input type="checkbox"/>	その他(共済組合など)	被保険者氏名		被保険者との続柄	

3 扶養申請対象者の現在の状況 ()内の該当箇所に○をしてください。《 》内に詳細をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	学生	<input checked="" type="checkbox"/> 該当箇所に○をしてください	《 》
<input type="checkbox"/>	働いている		就業開始日
<input checked="" type="checkbox"/>	退職した (雇用保険受給しない・延長する)		退職日 2019年3月31日
<input type="checkbox"/>	雇用保険受給終了		受給満了日
<input type="checkbox"/>	年金受給中 (老齢厚生年金・老齢基礎年金・遺族年金・障害年金・その他《 》)		
<input type="checkbox"/>	家事専念(子育て・介護等)		

4 被保険者・申請者の生計費について ※ 生計費とは、生きていくため(生活・暮らし)に必要な費用

		被保険者(月額)		申請対象者(月額)	
収入	給与	300,000	円	ご自身の収入(給与等)	0 円
	その他収入	0	円	ご自身の収入(年金等)	0 円
			円	被保険者からの援助額	120,000 円
			円	被保険者以外からの援助額	0 円
支出(必要生計費)	住居費(家賃・住宅ローン/世帯人員数)	60,000	円	住居費(家賃・住宅ローン/世帯人員数)	60,000 円
	食費	30,000	円	食費	30,000 円
	水道・光熱費	15,000	円	水道・光熱費	15,000 円
	通信費	5,000	円	通信費	5,000 円
	医療費	5,000	円	医療費	5,000 円
	自動車関係費	15,000	円	教養娯楽費	5,000 円
	合	130,000	円	合	120,000 円

5 下 必ず確認し、 にチェック

<input checked="" type="checkbox"/>	対象者の年間収入が被保険者の収入の1/2を超過する見込みもしくは、130万円(60歳以上又は障害者は180万円)を超過する見込みの場合、 <input type="checkbox"/> に「健康保険証」を添付し提出します。	<input checked="" type="checkbox"/> 内容を確認し全てに☑
<input checked="" type="checkbox"/>	「雇用保険」には、5日以内に「被扶養者(異動)届」に「健康保険証」を添付し届出します。	
<input checked="" type="checkbox"/>	扶養削除手続きが遅延した場合は「事由発生日」に遡り、扶養削除となる事に対し、異議申し立てしません。	
<input checked="" type="checkbox"/>	対象者が、削除事由発生日後にローソン健康保険組合の健康保険証を使用した時は、その医療費を全額返納します。	

上記の記載事項に相違いないことを誓約し、申請いたします。

日付の記入漏れにご注意ください

事業主

被保険者氏名

2019 年 4 月 2 日

品川 太郎

※提出いただいた個人情報については、健康保険組合で厳重に管理し、適用・給付業務以外での使用は一切いたしません。